

令和7年度（2025年度）介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業委託業務 落札者決定基準

令和7年（2025年）2月27日
北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施する令和7年度（2025年度）介護職員等処遇改善加算等取得促進支援事業委託業務（以下「業務」という。）の総合評価競争入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を示すものである。

2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、あらかじめ企画提案書の評価を行い算出した入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術点」という。）と入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、価格評価点の配分得点を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の配分得点}$$

4 技術評価点

技術評価点は、「令和7年度（2025年度）介護職員等処遇改善加算等取得促進支援事業委託業務評価項目、評価基準及び配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、評価基準に記載する評価項目毎に、5に定めるところにより評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

5 技術評価点の評価方法

(1) 1次評価（書面審査）においては、評価基準に記載する必須の評価項目が要求水準を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、1項目でも要求水準を満たしていない場合、その時点で失格とする。

2次評価（プレゼンテーション）においては、更に優れた提案が行われたと判定する場合には、その提案内容に応じて、評価基準に示す点数の範囲内で加点する。

(2) 上記（1）の評価は、道が開催した令和7年度（2025年度）介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業委託業務契約に係る総合評価審査会において審査する。

6 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の配分については、入札者の提案内容によって当該業務の成果に大きく影響を受けることから、技術評価点を重視するとともに、厳しい道財政を踏まえ、価格評価点についても重視する必要があることから、次のとおりとする。

$$\text{価格評価点} : \text{技術評価点} = 1 : 4$$

区分	価格評価点の配分得点	技術評価点の配分得点	合計
配点	50点	200点 うち基礎点 50点 うち加点 150点	250点